

平成 30 年度第 3 回伊賀市大山田財産区管理会 会議録（概要）

日 時：平成 31 年 2 月 26 日（火）13:30～16:00

場 所：大山田農村環境改善センター 2階小会議室

出席者：（管理委員）豆本会長、松本会長、西尾委員、中澤委員、馬岡委員、福持委員、蛭澤委員  
（事務局）大山田支所 前山支所長、狩野課長、増岡主幹

財産区管理会 議事録（概要）

事務局	平成 30 年度第 3 回伊賀市大山田財産区管理会を開会させていただきます。大山田支所振興課の狩野です。いつもお世話になっております。早速ですが会議次第の 2、あいさつということで豆本会長よろしくお願いします。
会長	皆さんこんにちは。10 日程前までは寒かったですが、2、3 日前から急に暖かくなり、春めいてきました。BG 前の水仙も花が咲いてきました。いつに無く暖かい感じがします。もう 1 回くらいは寒波が来て雪がちらつく日があるのかと思います。昔から三寒四温という事ですので、段々暖かくなっていくのかと。皆さまも家庭で農業や色々な事については、これから段々と忙しくなるのかと思います。本日は平日の昼間お天気の良い時に、管理会という事でお集まりいただき誠にありがとうございます。また、平素は財産区の管理運営にご尽力を賜り誠にありがとうございます。本日は、平成 30 年度の補正予算、平成 31 年度の当初予算それから、大山田住民自治地区連合会からの要望について、をご協議賜りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。30 年度につきましては、山で死亡される方や怪我をされる方がお見えになりましたので、これはえらいことで段々技術が衰退しているのかと、講習会的な事をしなくてはならないとさっきから話をしていた所でございます。そういう事も含めて計画作りをしていけたらと思います。色々ございますが、これにつきまして慎重な審議を賜りますようよろしくお願いいたします。あいさつとさせていただきます。ありがとうございます。
事務局	ありがとうございました。早速ですが議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、管理会条例第 5 条第 2 項に、会長は管理会の会議を主宰し、とありますので、この後の議事につきましては、豆本会長にお願いしたいと思います。また、管理会条例第 7 条第 3 項に、管理会の議事は出席委員の過半数をもって決する、可否同数のときは、会長の決するところによる、とございますので、採決を要する際にはご注意くださいと思います。なお、本会を公開とさせていただきます。議事録を作成し、ホームページに掲載して公開いたしますので、議事内容を録音させていただきますことをご了解いただきたいと思います。ここからの議事進行を、会長よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。それでは、これより会議を進めて参りたいと思います。委員の皆さん方につきましては、議事の円滑な進行につきまして、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。本日の出席につきましては 7 名でありまして、会議は成立しました。会議次第の 3、会議録署名委員の指名について、を議題といたします。会議録に署名いただくお二人を指名させていただいてよろしいですか。

委員	はい。
会長	事務局の案がありましたらお願いします。
事務局	それでは、中澤委員さんと馬岡委員さんをお願いしたいと思いますので、後日、議事録が出来上がりましたら確認していただいて、署名の方をよろしくをお願いしたいと思います。
会長	それでは、中澤委員さんと馬岡委員さんに、議事録署名人という事でよろしくお願ひします。続きまして、議事次第4の協議事項に入ります。(1)の平成30年度補正予算(第1号)について、を議題とします。事務局からの説明をよろしくお願ひします。
事務局	大山田支所振興課の増岡です。よろしくお願ひします。それでは平成30年度補正予算(第1号)について説明させていただきます。資料No.1をご覧ください。(詳細について説明)以上で説明を終わります。
会長	ありがとうございます。歳入は繰越金が多かったんで、130万円程増額しています。その分が歳出の方でも増額しているのは主にはそういう事です。内訳の方では、積立金が669万6千円当初見ていなかったのが、余ってきたのでそれだけ積立金として積立っていくという事です。多少の出入りがありますが、大きな所はそのような所と思いますが、委員さんご意見はいかがですか。よろしいでしょうか。無いようですので、ご了解頂いたという事でよろしいですか。
委員	はい。
会長	それでは次に移らせていただきます。続いて(2)の平成31年度当初予算要求について、を議題とします。事務局からの説明をよろしくお願ひします。
事務局	それでは平成31年度当初予算要求について説明させていただきます。前回の管理会で説明した内容と変わっていません。資料No.2をご覧ください。(詳細について説明)以上で説明を終わります。
会長	ありがとうございます。これにつきましては先の第2回の管理会の方でご提案させて頂いたものと同じでございますが、歳入の方では利子が付かないので、利子を減らしましたという事。歳出の方につきましては、収入に見合う予算を組んだという事でございます。ここでは積立金を計上していません。不用額が出たら積立金になるという事です。すべての事業が出来るかというとなかなか出来ないのではと思います。そういう事ではかなりの金額が余ってくるのではと思いますが、その分が積立金となっていきますので、ご理解をいただきたいと思います。何かご質問はありますか。
委員	土地貸付収入は1,000円が、これより多くなるのではないですか。
事務局	31年度はこれより1,000円増えることとなります。
委員	30年度で増えているので。
事務局	予算を組んだ時にはわからなかったんで。
事務局	これには色々ややこしいので、当初予算というのは昨年の12月に組みます。当初予算を先に組んで、その後に30年度の補正予算を組むので、1,000円+が昨年の12月にわかっていたら計上するのですが、3月補正の時点までわからなかったんで、とりあえず昨年と同じ額で上がっているという事です。いずれ、決算では1,000円+となる。NTTが建てた電柱を抜く訳にはいかないんで増額予定です。後、補足で歳出の方を

	見て頂いて、第2款の財産費の第2項の財産造成費の第1目の財産区有林造成費の中の、13番委託料と書いてある所の一番右の内訳・内容等を見て頂き、201財産区森林整備業務委託料というのがあります。4つの項目がありまして、4つ目の項目で区有林長期森林整備計画策定事業がここに載っている。これが従前からおっしゃって頂いている、長期計画を作るという事で今回の予算で初めて計上させていただきました。
会長	これから50年くらいにわたって、施業していく方法とか色々な事をこの間決めて頂きました。それについてきちんとした計画書を、リーフ的なものを作って個人配布・各戸配布が出来るように考えています。そうでないと、財産区は何をしているのかと言われます。財産区はお金を貯めるだけと言われるので、こういう仕事もしていますという計画づくりを見てもらいたいと思いますので周知徹底したいと思います。
委員	シデノ木原林道は直すのか。
会長	シデノ木原林道は、後でその他の所で話をします。具体化ではありませんがお話程度で聞いて頂きたいと思います。なかなか直す所までは行きません。布引林班は来年度も施業しますが、上の方のウィンドファームの管理道路を利用して作業道も付けています。行くのには迂回して行くので大変だと思いますが、青山の高原道路を使って搬出します。他にご意見ございませんか。
事務局	シデノ木原の林道改修工事については、30年度未執行で199万円5千円計上していますが、どうなるかわかりません。このまま貯金に回る事になるのかと思いますが、一応計上してあるという事です。
会長	台風があった時から毎年計上されている。昔は2,000万円程計上してあったと思います。
委員	計上してなかったら、いざ工事する時大変になる。
会長	そのような事でございますがよろしいですか。
委員	道路の管理費はどこにあるのか。区から50万円以内で補助する為の項目はどこですか。
会長	資料の1枚目の裏に01総務費、01総務管理費、01一般管理費、01一般管理経費というのがあり、内訳の中に19負担金、補助及び交付金というのがあり、その右下に02補助金で300万円というのがあり、ここを出します。これについては、区長さんも知っている人が少ない。4月の第1回区長会で事務局から要綱をコピーして渡して下さい。多くの申請があっても、予算の範囲内しか出せません。
委員	金額が決まっているので。
会長	予算より出た場合は翌年度送りになります。周知徹底をしないと聞きに来る区長さんはいない。
委員	絶対に言ってあげるといのが無難です。
会長	新しい区長さんはなかなかわからない。毎年言わないとわからない。聞きに来てくれる区長さんなら良いが、聞きに来なかったらそれでおしまいになる。そういう事で行きたいと思います。例えば農林の助成金があれば、先に農林の助成金をもらわなければならない。市に申請せず財産区だけではだめ。
委員	それで残った負担金の半額を助成する。
委員	車の保険の強制で足りない分を出すという感じ。

会長	他によろしいですか。無いようでございますので、ご承認を頂いたという事でよろしいですか。
委員	はい。
会長	ありがとうございます。それでは(3)の大山田住民自治地区連合会からの要望について、を議題とします。事務局からの説明をお願いします。
事務局	資料No.3をご覧ください。財産区基金の有効運用についてという事で、表題が付いている文書でございます。3自治協の会長の公印を押印したもので、豆本会長あてに去る2月20日付けで出されたものでございます。(詳細についての説明)以上です。
会長	ありがとうございます。これについては、市より地域で応援をしてやってほしいという事で、財産区の基金につきましては、福祉に連携して活用する事が出来るという事でございます。これについては当初予算には入っておりませんが、今回要望書が提出されましたので皆さんにご協議を頂きたいと思っております。前回の管理会には31年度ではシステム作りをして、32年度からシステムを運用して助成金を150万円位という事で方向性を決めて頂いた所です。昨年度は50万円という事で支出をさせて頂いた。本年度は100万円という事で金額が倍になりましたが、自治協も今、包括交付金が段々減ってきてまして、5年間で大分減る所もあります。阿波はあまり減らないようですが、山田は100万単位で減っていく。それについては、自治協も今までしていた事業が出来ないという時代になってきました。それで中身はまたお考えいただくとして、自治協に支援するのが一番公平だとこんな思いをしている所です。島ヶ原は今年150万円位予算を組んだと聞いていますし、市は何をやかましく言うのかということ、沢山お金を持っているのに何も支援をしてくれないと、議会对応するのが大変だと言うのです。議員さんはこの金があるのに活用したら良いのではという意見が出た時に、予算が通らなかつたらだめだという事ですが、予算が通らなかつたら基金へ貯まっていくだけです。そういう事でけんかする訳にもいかないの、行政にもお世話になる時はお世話になりますし、各自治協さんのご要望があることについては、出来る範囲でやっていきたい。この前に500万円という要望が出てきましたが、書いたら良いというものではないと言いました。32年度から150万円を予算化するので、この位の範囲内で支援をしたらどうかと思いますが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。
委員	大山田温泉福祉公社の予算の一部ですか。
会長	温泉公社が周回遊歩道、東屋の設置をする為の材料費としてお願いしますという事です。これは自治協へ渡すのではないのですか。温泉公社に渡すのですか。
支所長	一旦、31年度は繰出金として財産区から出して頂いて、一般会計へ収入して例えばさるびのの経費に充当されるという事です。
会長	山田の自治協へも20万円で予算を付けるという事ですね。
事務局	そういう事になります。科目が変わりますので。
会長	一般会計の中で、包括交付金の以外にこの分で付けるという事。
事務局	そういう事です。
会長	よく見る人がいたら、他の自治協が怒るのでは。

委員	それは怒りますね。
会長	そういう事です。こちらが貰えないのに、そちらが貰えると。
委員	一つわからないのが、自治協さんが考えてくれたのですが、布引と山田は関係あるのですか。
委員	②と③は関係ないのでは。さるびの温泉の関連予算と書いてあるが。大きな1がありその中の①②③の事を言っている。
事務局	この書き方がおかしいと思います。
会長	この要望書の書き方が出だしからおかしい。財産区基金の有効運用についてとあるが、有効運用はこちらが考える事で、自治協で考えてもらう事ではない。助成頂きたいと言うならわかるが、それは置いといて3つの事でほしいという事です。
委員	温泉と独居老人は関係ないのですね。
会長	大山田温泉は関係なく、下の2つは自治協へ助成する事になる。
委員	②と③はそれぞれの自治協へ助成する。問題は①で①は自治協への助成ではない。
委員	2つは自治協へ、1つは温泉となると阿波は納得しているのか。平等からしたらちょっと意味が違う。
委員	それを言い出したら説明が出来ない。①は阿波の自治協ですが、大山田のたまたま阿波の子延に温泉が出来ただけであって、鳳凰寺に出来たかも知れないし、さるびの温泉という捉え方になる。藤森さんが阿波の会長で温泉の理事長なのでややこしいが、3者で協議したら、山田と布引も何等かの形の部分があって30万20万とあると思うが、今みたいな質問があれば説明が出来ない。
会長	この書き方のおかしい所がいっぱいある。
委員	自治協に一般会計から100万円渡して、後はこちらで考えさせてほしいという単純な事ならわかるが。
会長	目的だけはっきり書いてもらわないと困る。
委員	それぞれの所の50万円なら50万円の見積と言いますか、温泉公社なら擬木・東屋設置にこれだけかかりますという見積があるのでは。
事務局	ありません。ざっくりとして概算要求みたいなものです。
会長	また実績報告を出してもらいます。来年要綱が出来たら、どういう事にどれだけかかるという申請書を書いてもらいます。完成したら写真を撮って、実績報告書を提出してもらいます。去年はたまたま50万円出しましたが、30年度は今年の3月中に実績報告書を出してくれると期待をしています。また頼んでください。
支所長	次回の管理会でご報告します。
会長	今度の管理会で報告するようにしてください。
委員	見積が出て100万円かかるので、50万円の助成を頂けませんかというのならわかるが、何も見積もなしで50万円下さいというのはどうか。
委員	ドブに捨てるようなもの。
会長	住民みんながさるびの温泉を応援するという合意形成が出来れば良い。その代わり区長会等で協議して意思決定をして、末端まで周知徹底をしてもらわないと、財産区もそこに乗っていけない。財産区でその段取りをする事はない。

委員	財産区が審査して、こことここに助成をするという事ではない。
会長	有効活用で財産区がこういう事業をなささいと言うのはおかしい。来年もさるびの温泉へ助成するなら、阿波の自治協へ助成したのをさるびの温泉へ出しても良いし、分け方をどうするのかはこれから検討して行く。
支所長	32年度ですね。
会長	32年度です。50万円助成した内のさるびの温泉へ各自治協から20万円ずつの計60万円出すという事になるのか、阿波の自治協へ多く助成するのか、そこまではわかりません。
委員	今もこれだけ①②③の要望で素朴な疑問が出てきましたが、この間の協議に来て、お金の内訳を聞かせてもらった時に、布引の自治協から市民センターの右側をどのようにするのか、布引の人が使う一番の基地になるのではと聞かせてもらった。ライトピアがありますが、それとはまた違い、そういう所にお金があるのであれば、財産区から出すのに説明出来るのではと聞かせてもらった。③はよくわからないですが。
会長	これは独居老人支援の委託です。
委員	一つ心配なのは、この間言わせてもらったがさるびの温泉をどう考えるのか。阿波の人は色々考えるが、大山田全体ではいらぬと言う人も、残さなければという人も色々な考え方がある。沖縄の県民投票みたいにする訳にはいかない。それをしたらまとまるものもまとまらないと心配するのですが、大山田財産区からさるびの温泉へ大きなものを出す場合とかは、足らないから出してくれではなく、本当にこの様な事をしたいが財政がきびしい中で、どうしてもさるびのを盛上げたいとか、お客さんを増やしたいとか色々な事をしたい中で、支援という事が出てきたお金ならば考えるのも大事だという気持ちもしますし、先程会長が言われたとおり、3つの自治協があるという事も大事にしないでならないので、その所も考えて上がってきた要望もむげには出来ない。今年の要望も出すのが初めてなので、どのようにすれば良いかわからない所もある。布引の要望は聞かせてもらって良いかなと思いました。さるびのが阿波全体の要望かと言うとむずかしいと思います。藤森さんが阿波の会長で温泉の理事長を兼ねているので、その所がどうなのか。
会長	温泉の役員は各自治協の会長も入っています。
委員	みんなが入っていたら温度差があったらだめ。私も何かに入っているのでは、1万円払っている。
支所長	それはさるびの会員です。
委員	サポート会員です。
委員	阿波の自治協は50万円全部、さるびの温泉に行って良いと思っているのか。
委員	今回は阿波の自治協から要望が無いという事。
会長	将来的に32年度から阿波の自治協から出してもらった方が良いと思います。財産区からはさるびのではなく、阿波の自治協へ出したい。
事務局	これは阿波の自治協会長の印を押印していますから、阿波の自治協からの要望がさるびの温泉への投資という事だと思います。
委員	3つの自治協の総意で温泉公社へ支援してほしいという要望です。

委員	他に 50 万円ずつの補助がありますがそれですか。
会長	それとはまた別です。あれは山に関係した補助で、作業道の整備や看板を建てるとかです。各区で申請してもらいます。個人ではだめです。布引や阿波の生産森林組合で、看板建てたいとか境界杭を設置したい時には、補助金を出します。布引の生森には看板の補助をした事があります。
委員	生森が看板建てたいので補助申請すれば良い。
会長	そういう事で今年は 100 万円の要望ですので。これは補正予算ですか。
支所長	6 月補正で対応します。
会長	補正予算で組み換えて上げます。
委員	我々の了承で 100 万円が出せるのですか。
会長	出せます。一般会計へ繰り出します。
委員	最初言っていたのより 1 年早くなった。
支所長	最終的に 6 月補正で上げさせて頂いたら、議会で市民の代表である議員さんに議決を頂いて承認となります。
会長	ここで合意形成して置かないと出ていきません。こちらで決定しても、議会で否決されれば出ていきません。どちらも決定しないと動きません。大山田は幸いウィンドファームからの収入があるので財産区運営が出来る。それが無ければ賦課金を徴収しないと運営が出来ないので大変な事だと思います。他の所はその様ことが沢山あります。京都から視察に来てくれた所は賦課金を徴収していると言っていた。大事な皆さんの財産のお金ですけども、各自治協から要望がある事については、こちらも自治協とけんかをする訳にもいかないので、ご理解を頂いて進めていけたらと思います。来年からは要望書を出してもらい、それに基づき補助金を出して、実績報告を上げてもらい、決定通知を出すという事になると思います。
委員	もう 1 つ余計な心配かもしれませんが、自分らは大山田にいるので大山田の財源で大山田の事業に使わせてもらうのに何も思わないが、議員さんはいろんな議員さんがいるので、一般財源に使うなら地域からこういう事に使いたいから財産区にという名目と、自治協の一般財源で使っていくという名目とでは、議員さんのニュアンスが変わってくるのでは。
会長	今年はこのような状況ですが、一般会計の予算があり財産区の予算がある。財産区から一般会計へお金を繰り出して、一般会計からさるびのへ行く。例えば温泉のエアコン設備が壊れたので 500 万円ほしいという事になった時、当然市が修繕をする事になりますが、財産区がさるびのや阿波の自治協へ助成するにしても、一般会計へ繰出しをすると、他の地域へ行く予算が助成した分だけ余る。それではだめなので、今度財産区から直接助成をする。そうすると当然市からもらう分は市からもらって下さいという事になる。自治協も包括交付金で山田が今年 40 万円くらい下がる。
支所長	布引と阿波は 0 円ですが、山田は 40 万円位下がり、5 年間で 200 万円位下がります。
会長	そうすると 200 万円下がったら仕事が出来ない。山田で今 5 つ部会があり、各 25 万円の予算で活動している。それを切らなくては仕事が出来ない。区長会だけにして部会を無くすという事になる。それで要綱を作って自治協へ助成するようになっている

	す。個々の組織へ例えば温泉公社や農林業公社があるので、そこへも助成してほしいとなる。そういう事ではなく、自治協さんへ助成する事にしておきたい。
支所長	32年度からです。
委員	それを提案しても議会が了承しなければならないのでは。
会長	出す事については意見があると思う。
委員	今回は一般会計へ繰出すことになる。
会長	そういう事ですが、予算をよく見る人がいたら、大山田だけ金が入るのではと云ってくる。
委員	議員さんは、大山田財産区の苦勞をしている事に理解をしてくれたら良いのに。
委員	一般会計から自治協へお金が渡ったとか渡らないとかのチェックはどうするのか。
会長	それは予算で計上されるのでチェックが出来ます。
委員	助成のお金がどこへ行ったかわからなければ出す意味がない。
委員	そういう意味ではなくて、先程会長が言ったように財産区から50万円助成した場合、市が100万円予算を組んでいた時、財産区から50万円は来るので50万円減らして、その50万円を違う予算に使う可能性が出てくる。そうすると財産区にはメリットがない。
会長	そこだけ気を付けなければならない。
委員	市のためにしているようなもの。
委員	市の財産として考えるなら当然狙う。
委員	財産区から一般会計へ入って補助金を使ってくださいという事になると、市の補助金をその分減らしている事になる。
会長	議会が否決すれば基金が貯まる一方です。その様な訳にはいかない。
委員	先程言われたが、議員さんが大山田財産区を協力してくれてと思ってくれたら良いが。
会長	この様な要綱を作りましたとは議員さんには中々届かないと思うので、予算の時にこの補助金は何かと言った時には、地域の林道等を直すのに150万円、自治協のいろんな事業に補助をするのに150万円、の300万円ですという説明をするだけです。要綱とかはわからないと思います。
支所長	条例は議会の議決がほしいのですが、要綱は必要ありません。
会長	本当に使い勝手の良いように市がしたいならば、条例改正で福祉に限定せず、広い範囲でくくれるような条例を制定すればもう少し利用しやすい。
委員	本当は市長に持っていく要望では。財産区が直接関与出来ないなら意味がない。
会長	それで、市から支援の依頼がある訳です。中身をもう少し精査しなければならないが、来年は様式が決まるので良いと思います。理由も書き見積書も添付しなさいという事になる。そのような事で今年は100万円を自治協さんへ出させてもらおうと思います。さるびの温泉の予算は支所の予算についているのですか。
事務局	交流施設維持管理経費という科目があつて、市の一般会計の中にあります。それも指定管理料と修繕費があるだけです。大規模修繕は出来ない。150万円しか見てないのですぐ無くなります。エアコンも直りません。
会長	この間ボイラーが故障して、火災報知器が作動して消防が出動したら火事ではなかつ

	たという事です。どうですか。ご了解頂けますか。
委員	山田に 20 万円行くのは何ですか。
会長	老人の見守り等をしている、部会がやっている事に + $\alpha$ するという事です。
委員	福祉に関してはそれ位ですね。
会長	包括交付金は山田は多く削られるので大変です。来年 1 年位はどうにか出来るかと思いますが、再来年からはむずかしいと思います。根本的に考えなおさないといけない。
委員	自治協を全部見直さないとやっていない。
会長	将来的には大山田自治協となるのでは。
委員	島ヶ原みたいに。
委員	初めからそうすれば良かった。
会長	そうすると均等割りが少なくなるというデメリットがある。
支所長	昔の小学校単位で自治協があるが、小学校も人数が少なくなり統合されている。
会長	将来的にはそういう事です。後継者も少なくなるので中々大変になってくる。区長会は当然入ってくるし、そういう組織になると思います。10 年もすれば空き家が大分増えて、人口が 2 割以上減ると思います。20 年すれば半分になると思います。どうですか。島ヶ原も 170 万円出したという事ですし、大山田の財産区もご協力お願いしたいという事ですので、委員さんのご理解を頂きたいと思いますがいかがでございますか。
委員	仕方がない。何かモヤモヤが残りますが。
会長	モヤモヤが残るけど仕方がないという事で、ご了解を頂いたという事でよろしくお願ひします。モヤモヤが無いように 32 年度からはきっちりしたシステムの中で運用したいと思います。(3) の大山田住民自治地区連合会からの要望については満額という事で了解しましたという事でよろしいですね。
委員	はい。
会長	ありがとうございます。それではその他の項ですけども、せつかくの機会ですので何かご意見等がありましたらお願いいたします。
委員	1 つ聞かしてほしいのですが、この間の新聞のパンフレットで宮崎議員が風力発電の事で言っていましたが。
会長	風力発電については、川から南で計画している。
委員	契約の時に、契約が終わった時点で切り立った道路や切り立っている場所においてどちらが持つのか。返した方が持つのか、風力発電が持つのか個々によって契約が違いと書いてあった。
会長	内容はよくわかりませんが。
支所長	新聞折込みに入っていました。
委員	その新聞折込みの内容が、何年か経って風力発電を解除した時に、何年契約かしてありますか。
委員	風力発電は原則 20 年です。20 年経っても設備自身撤去が出来ないので、引続き契約する。
委員	最後の所は。
会長	撤去した後の事ですか。

委員	はい。
会長	撤去した後は、元の山には戻してくれないと思います。
委員	その道の崩れた措置については。
会長	契約解除したらしてくれないと思います。いつまでもしないと思います。
委員	個人であるのか、元に戻すのか、そういう契約になっていると言っていた。
会長	契約書を見ていないのでよくわかりません。
委員	どんな契約になっているかで、引続きしているのなら良いが、2反程の基礎コンを埋めたりしている。どの様に処理するのかわからないが、切り立った法面や取った所の最終が、土地の所有者が処理をする契約もあれば、違ういろんな契約もあるという事ですが。
会長	一度事務局に調べてもらいます。原状復旧など不可能では、道路を造ったよりも高額になる。
支所長	契約の内容はこのとおりです。
会長	ウィンドファームが建物等は撤去する。道路も原状復旧するとある。
委員	原状復旧した後、大雨等で崩壊したらどこが復旧するのかという事ですが、所有者の責任となる。契約した時に違う契約があるというのはおかしい。
会長	財産区は原状復旧しなければ受け取らないという事です。
委員	原状復旧は借りる前の姿に戻すという事で、木を切れば植えて返すという事。苗木なのですぐシカに食われる。
会長	契約書では借りた前の状況で返すという事です。
委員	2つくらいの契約書があると書いてあった。
委員	議員さんのチラシですか。今頃言うのは何かあるのですか。
会長	返ってきた後で災害が起こっても、自然災害なので仕方がない。
事務局	今、北布引の方で新たに計画していますが、それに議員さんは反対をしています。市長はAWFの株主であって賛成しているけど、当初のAWFの契約がそろそろ切れてくる時期を向かえている。切れてしまったとしたら更新をするが、いつかは切れるので、切れてしまったら原状復旧はどうするのですか。災害が起こったら誰の責任ですか。そこまで考えて契約しているのですか。という事をおっしゃっているみたいです。
会長	そういう事を防止しようとしたら、多くの供託金を積んでいてほしい。
委員	それであるそこは参考となる。子延はそれで良いのか。
委員	知りません。
会長	阿波は道路を整備してくれるので良いと言っている。
委員	林道は。まだどこに管理道路を付けるのかはわからない。
委員	着工までまだまだかかるのか。
委員	後2年くらいかかる。
会長	測量は始まっているのでは。
委員	まだ境界の確定からしなければならぬ。財産区有林も杭を打ってあるがそのまま出来るのでは。
事務局	それしかないです。

委員	その近辺の境界を回るのに、区有林も回るらしいが1日出てほしいと書いてある。
会長	区有林はみんな境界を打ってくれてある。
委員	それを含めてその日に3筆みるだけなのに、大方区有林の境界を見る。それは境界を見直すのか。
会長	それは確認します。
委員	地権者として委員さんの中で誰か出てくれるのでは。
委員	今測ってある区有林は、あくまでも区有林自身がここという事で境界を打ってある。となりの地権者が来て間違いなく境界はここですという事で測ってあるのではない。
会長	隣接の同意をもらっていない。
委員	こちらの都合だけで測ってある。だけど今度は補償が絡んでくると、そういう訳にはいかない。揉める元なので必ずここでよろしいかという事で、双方が立ち会ってここで結構ですとなり測量が始まる。
会長	それほどむずかしい事ではない。1日と言っても面積がどれくらいあるかわからないが。
委員	資料を持っていないのでわかりませんが、他の所は小さいと思います。
会長	1町くらいなら直に歩ける。
委員	境界の所を立ち会うのに、まず手前から順番に立ち会う。結局1日振り回されるみたいなもの。自分の所が終われば用が無い。
会長	手前からですが、財産区がきっちりしてあるので、財産区からしても良い。何の測量をしても図面は変わらない。
委員	境界は変わらない。
委員	確認しましたとの実績があれば。誰も反対していないのでしょうか。
委員	していないと思う。
委員	反対しているのは議員さんだけ。誰のための議員さんなのか。環境破壊を考えているのでは。
事務局	そうです。反対の立場です。
委員	その部分について環境は悪くなる。
会長	ウィンドファームにはやかましく言ってある。島ノ川の奥は真砂土ばかりなので、1回切ったら元に戻らない。よっぽど気を付けて法面でも細かく段切りにしていくとか。土羽を打つよりも、ザブトン籠で積んだ方が崩れないと思う。雨にも強いので。川を渡る時は洗い越しにして、ボックスカルバートやコルゲートは絶対入れるなどと言ってある。農林省のホームページから洗い越しの基本設計図面資料を抜き出してやったら、ボックスカルバート等をしたらだめと。谷ごとに排水をしておく。大きい谷はありますが、この谷の水を別の谷に流したら、増水するのでだめ。谷ごとに水切りしておくようにと言ってある。道路は真っすぐにしなくても、ウェーブしても構わない。3cmくらいウェーブさせたら水が切れるのだから。ウェーブした道路を作れと言ってある。そういう事を細かく言っていかなければ知らない。道路は便利だったら良いので真っすぐ100m付けて上の水が一気に流れてくる。台風の時、時間100mm降ったらこの側溝や枒があっても一気に流れてしまう。水の落ちる所にザブトン籠を囲って落としてお

	けば山に入らない。気が付いた事はウインドファームに言ったら良い。他によろしいですか。1つ先程も話があったシデノ木原線の橋梁の修繕ですが、市は1回50万円の範囲内ならば直しますが、1,400万円の見積なのでとてつもないという話です
事務局	今すぐ直さなければならぬのか。それとも、災害が来た時に橋が壊れたので災害で直してもらおう。そこまで待てるなら、10年20年先まで構わないのであれば置いておく。
会長	本線の分岐から終点までの間に民地はどれくらいありますか。半分くらい民地ですか。
委員	半分くらい民地です。
会長	財産区は来年馬野の林班で、利用間伐をしてもらいますが、ウインドファームの道路を使用して行きます。別にそれが済めば10年くらいはそこへ行く事は無い。道路は直さなければならぬので、もし金を出すとすると財産区が一般会計に繰出す。あくまで市の事業でもしてもらわないと、財産区でして今度壊れたら財産区の責任だと言われてしまう。
事務局	やり方はわかりません。
会長	来年で施業が終わるので、しばらく山へ行かない。その間に災害で壊れた時に直してもらったら良いと思います。
委員	必要でなかったらそれでよろしいです。
会長	今度災害になった時は、大変ですが財産区の作業員さんに手分けして林道に行ってもらおうと思います。だれも見に行かないと災害に採択されない。区長をしていた時に遅れた時があって、よっぽど見たつもりだったが抜けていた所があり、気が付くのが遅くなり、締め切った後で報告するのが遅いと怒られました。そういう事で自然災害のあった時は、見てもらうようにします。西教の林道でも1か所抜けかけている所があります。林道の維持管理業務は森林組合へ頼んでありますか。
事務局	巡視業務のみ頼んであります。
会長	報告はされているのか。
事務局	異常があった箇所の報告をしています。
会長	それで予算の計上の対応をするのか。
事務局	多少予算が計上されているので、その範囲内で森林組合と相談して優先順位を決めて修繕をしています。
委員	昔みたいに全線管理をしていない。
会長	森林組合が年1回巡視するだけです。台風が過ぎたらみんな巡視する訳ではない。金儲けをしなくてはならないので、そればかりにかかっている。作業員さんに手分けして主に見てもらいます。それでは、しばらく様子を見てその内災害で改修するという事で。
委員	もう何年になりますか。5年ですか。
会長	7年くらいになります。区長の時は2年連続で台風ばかりで大変だった。中村の国道は崩落し、剣谷の林道は1.5mほど無くなる。川北の所はえらい事になった。次の日にカメラと巻き尺とポールをもって2人で確認に歩いた。
委員	いろんな事があった。
会長	その様な事で、方向性としては次回の災害の採択待ちという事で進めていきたいと思

	います。要望書について自治協から出してほしい。林道については民地もあるので財産区も出すが、自治協も出してほしい。奥馬野区で出すかもわかりませんが。そうしないと忘れられてしまう。してくれなくても要望事項だけ出さなくては漏れてしまえばわからなくなる。積み残しという事で今度の災害で採択して下さいという事にしないと、農林も担当者が変わっていくので、去年の事が全部引き継がれていくと言うと全部引き継がれない。毎年要望書を出していかなければならないので、事務局さんよろしくをお願いします。布引自治協にも要望書を出してもらおうように言っておいて下さい。それではその他の項はよろしいですか。
委員	はい。
会長	報告事項という事で、平成 31 年度水源林造成事業について協議を頂きます。事務局から報告をお願いします。
事務局	資料No.4をご覧ください。これにつきましては、前回の管理会で平成 31 年度の水源地造成事業の要望として、剣谷と西教の 2 つの林班について間伐の要望をあげてありました。その内の西教林班については、31 年度の予算で出来る予定となりましたので、資料No.4 にあります表と裏に計画書 2 つありますが、最初の 39 万円というのは調査という事でこれだけかかりますという事です。調査した後に裏の計画書が間伐の費用で 390 万円となっていますが、多少調査の加減で費用が変わってきます。まずは調査を行う事になります。この計画書は森林組合を通して提出しまして、31 年度で行っていくと思います。お金の方は水源林から来るので財産区は 1 円も出さないという事です。31 年度の予算に計上していないので、補正対応でいかせてもらいます。費用としては合わせて 450 万円位になるのですが、まず計画書を提出するという事で考えています。簡単ですが説明は以上です。
会長	はい、ありがとうございます。これは西教で財産区と水源林整備事務所とで分収林契約している所ですが、この部分について利用間伐になるのですか。
事務局	そうですね、利用間伐です。
会長	利用間伐という事で、間伐した㎡の何%以上を出さなくてはならないと思いますが、そうですね馬岡さん。
委員	知りません。
会長	そういう事だと思いますので、それはチップ材とかに持っていくと思います。お金の方は水源林整備事務所さんで予算化をしてくれまますので、その事業については森林組合に委託をして行うことになると思います。出来たらいい事だと思いますので、水源林整備事務所の予算が付けばありがたいと思います。
委員	財産区としてはお金が足りない。
会長	お金はいりません。
委員	図面の方で鋸断無しと鋸断有りとあるが、どういう意味ですか。
事務局	私もわかりませんが、青色が鋸断無しで、赤色が鋸断有りとなっています。
会長	道の近くだけ利用間伐するのですか。
委員	青色だけ道がある。赤色の方は歩く道しかない。
会長	私の方もよくわかりませんので、また聞いておきます。他によろしいですか。報告事

	項はそれだけですか。
事務局	その他の項であります。先程も話がありましたが、シーテックの風力発電に係る地権者の境界立会が、3月22日(金)の9時からあるとの通知が来ました。これについては管理人さんに出てもらったらよいのですか。
会長	作業員さんに出てもらわなければなりません、副会長一緒に出てくれますか。
委員	3時から予定がありますが。
会長	午前中なら良いが。
委員	1日です。
会長	午前中だけ行きます。午後は2人とも一緒の用事があります。
事務局	はい。
委員	場所はどこですか。
事務局	子延公民館に9時集合です。
委員	1日の時は弁当も持っていかなくてはならない。
会長	半日で対応してもらいます。阿波で作業員さんは誰かいますか。
委員	一番近いのは児玉さん。
事務局	児玉さんに来てもらうように言います。
会長	頼んでおいて下さい。2名は午前中だけしか行きませんので。後チェーンソーの講習会について説明をお願いします。
委員	七転八倒という会社を立ち上げましたが、その中でチェーンソー講習と草刈講習をさせてもらっています。今チェーンソー講習では2月に1回、昨年の暮れには下阿波の森を考える会を中心に受けてもらって、3月には2回させてもらいます。これは大阪の方と滋賀県の方でいっぱいになっています。地元でこういう事をしているので、もし良ければ財産区で利用して内容をお伝えできれば良いと思いました。
会長	これは(株)七転八倒が主催でやっているのですか。
委員	そうです。
会長	そういう事で年に何回かありますので、お問い合わせ下さいくらいの事ですか。
委員	それでよろしいです。
会長	広報を出す時に載せたらどうですか。こういう講習会をしていますので、希望の方はお問い合わせ下さいで良いのでは。
委員	それだけ入れてもらえればありがたいです。
委員	財産区の作業員が資格を取る時に、使えばよろしいのでは。広報で流すのは金儲けの事なので問題があるのでは。
委員	会社の事をここで宣伝するのはおかしい。
委員	作業員の方が利用するのは良いと思います。
会長	日は自分の所で決めるのは良いが、早く言ってもらわないと段取りが出来なかったらだめ。
委員	日はこちらでまとまるのでしたら、合わさせてもらいます。
委員	私は知っていますが、財産区で日を決めたら合わせてくれる。
会長	1年間の間はいつでもよろしいですか。

委員	そうです。
会長	今度第1回の際は、作業員さんも来てくれるのですか。
事務局	毎年呼んでいます。
会長	その時に相談して決めましょう。
委員	ありがとうございます。
委員	作業員さんの遠くまで行く手間が省ける。
会長	チェーンソーで現場の木の切り方を教えたら良い。
委員	勉強と本当のプロが切るのでは違う。安全を主にするのか、木を上手く切るのでは少し違う。自分らは広島昭郎さんをお願いしています。
会長	初めは安全に切る事です。
委員	そうです。
会長	それを積み重ねて上手に切る事になる。そうしないと初めは安全に切る事を一番にしておかないと。
委員	本に書いてある通り切れば絶対安全。慣れてきてそんな事をすれば手間がかかるので、ちょっとずつ横着になる。
会長	ちょっと傾いている木の切り方とか、私は鉛筆削りみたいに両側から切る。
委員	初めて聞きました。
会長	2人で行って1人は切って、1人はワイヤーを持って、車で行ける所なら良いが。
委員	何かあった時に講習を受けているのと受けていないとでは、保険で問題が起きてくる。保険屋はいろんな所で聞いて出来るだけ出たくないの。お金が発生する所では仕方がない事。自分で切るのは別に受けても受けなくても関係ない。
会長	作業員さんと相談して日程を調整させていただきます。他によろしいですか。
事務局	もう1つですが、毎年4月にあります水源林造成事業の担当者会議の日程の通知が来まして、4月24日(水)に開催されます。
会長	予定の書いた手帳を持っていないので、後で連絡します。また1日かかるのですか。
事務局	そうです。10時からです。
会長	はいわかりました。他によろしいですか。無いようですので以上で終わります。お昼のお忙しい時に、ご協議頂きありがとうございます。本日決めていただいた事について、31年度に遂行していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。ありがとうございました。
一同	ありがとうございました。

会議録署名者

大山田財産区管理会 会長 印

大山田財産区管理会 委員 印

大山田財産区管理会 委員 印